

内閣府「新しい公共」円卓会議事務局 御中  
金子郁容 座長 殿

福原 義春  
島田 京子

「『新しい公共』円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」  
に対する意見書

本日の円卓会議で委員の総意として「新しい公共」宣言が取り纏められた。そして、政府からは、その理念を具現化するための「政府の対応」案が同時に発表された。

「新しい公共」は、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他事業者」、「政府」等が当事者となり、協働して社会をつくりあげるといった概念から成り立つが、国民や企業から「公共」の核になる部分を委任されている政府の対応は非常に重要な意味をもつことから、「宣言」作成に関わった委員として、「政府の対応」案に対し下記を答申するものである。

1) 「政府の対応」案を「宣言」の理念に沿った実効性あるものとするために

- ・ 今回の「宣言」に伴う「政府の対応」案では、寄付税制の整備等、NPOに対する施策を中心とする展開が考えられている。これを「宣言」の理念に沿って実行し社会の総力を挙げた改革とするため、実際の対応にあたっては、NPOはもとより、公益社団法人・公益財団法人などの活動、市民の広範なボランティア活動などが果たしている役割と機能についても、十分認識すべきである。

2) 「政府の対応」案における制度設計の具体化のために

- ・ 認定NPO、社会事業法人制度、中間支援機関の育成などの諸制度の検討にあたっては、国が事業仕分けなどを通じて無駄の排除に努力していることを踏まえ、その制度の必要性、効果、既存制度を含めた改革という観点でも十分考慮しなければならない。屋上屋を重ねるようなことを避け、制度ひとつひとつが簡素でありながら、総体として実効性の高い制度設計を構築すべきである。
- ・ 認定NPOについては、PST要件緩和によってNPO認定の数的拡大が目的化してしまうようなことがあれば、また、もしも認定されたNPOが、容易になった寄付集めに走って本来のミッションを見失うようなことがあれば、本末転倒である。したがって、認定NPO法人制度の見直しについては、NPO法人の現状と実態を検証した上で行うことが必要である。

### 3) 「政府の対応」案を実行段階で国民的運動にするために

- ・ 「政府の対応」を正式に策定するための検討材料とすべく、また、「対応」における諸制度、諸施策の検討材料とすべく、パブリックコメントの手続きを踏むなど、関係団体、国民の意見を広く聞くことで、官邸を中心に行われてきた議論に国民を巻き込み、全国民と作り上げる制度を設計するべきである。
- ・ また、円卓会議での議論から生まれた「宣言」の理念を社会に浸透させ国民的運動にするためにも、より具体的な「政府の対応」の実施の前に、「宣言」を策定した基礎資料・情報を広く公開するべきである。

### 4) 「政府の対応」の意義を明確にするために

- ・ 「政府の対応」は、「宣言」と同時に発表されるため、原理原則と一対にになった実行策であるような誤解を国民から受けるおそれがある。しかし実際は、「政府の対応」は、円卓会議委員の総意で生まれた「宣言」を受けのかたちで、政府が提案し発表した対応案である。したがって、政府の現実的政策案である「対応」には、「宣言」とは整合性のない部分もあると考える。政府は、政府が策定した「対応」が円卓会議における議論の成果物であるように国民が誤解することのないよう、その位置づけを文章として明記すべきである。

以上